平成３０年（フ）第１９２号
東京都武蔵野市御殿山１丁目７－７－202
債務者　丹野　知美
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９３号
東京都台東区元浅草１丁目18－２－603
債務者　佐々木亮一
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９４号
東京都台東区元浅草１丁目18－２－603
債務者　佐々木るみ子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９５号
東京都江戸川区鹿骨１丁目58－10－201
債務者　野口　拓也
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０２号
東京都大田区大森西３丁目15－３
債務者　伊田　麻佑
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０３号
東京都江戸川区東小岩３丁目21－６－704
債務者　荒川　春子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５３号
岡山市中区平井７丁目20番６号
債務者　米田みどり（旧姓定岡）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び破産手続廃止の取消決定確定

平成２９年（ソラ）第１３号（原審熊本地方裁判所平成２９年（フ）第４７７号）
熊本市東区新生２丁目７番13号　高須アパート201号
相手方（破産者）　牛島　克子
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定年月日　平成30年１月16日
3　決定確定日　平成30年１月17日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２９年（フ）第３号
静岡市清水区楠300番地の２
破産者　有限会社モリ住宅設備
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３７号
名古屋市中区錦２丁目８番14号
破産者　亀屋株式会社
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６２号
北海道函館市入舟町17番18号
破産者　有限会社岩谷水産
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１６８６号
東京都板橋区徳丸４丁目13－37－205、開始決定時の住所東京都板橋区西台３丁目56－４－616
破産者　金成　博明
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８６９号
東京都豊島区高松１丁目22－１－2805、開始決定書上の住所東京都豊島区南池袋１丁目11－19－3001
破産者　岩瀬千鶴子
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１号
富山県射水市戸破針原69番14
破産者　トヤマ機器株式会社
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１２号
岡山市東区西大寺中野５番地の１
破産者　株式会社野崎工務店
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５号
岡山市中区穝東町２丁目２番25号
破産者　横山　公子
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９号
岡山市南区豊成１丁目10番50号豊成センチュリーロイヤル107号室
破産者　森　　隆
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部